

## 相続財産評価

### (1) 宅地

- ・市街地 路線価方式
- ・路線価の無い宅地 倍率方式
- \* 方式は税務署の窓口で教えてくれる。
- \* 市役所(税務課...固定資産税)にて固定資産評価証明書にて確認

### (2) 農地

- 純農地・中間農地
- 市街化農地
- 市街化周辺農地
- 生産緑地

### (3) 家屋

### (4) 借地権

### (5) 借家権

### (6) 上場株式

### (7) 取引相場の無い株式

### (8) 公社債

### (9) 家庭用財産

### (10) 預貯金の場合

### (11) 書画・骨董品の場合

### (12) 貸付金の場合

## 相続税のかからない財産

- 墓所・祭具など
- 公共事業用財産
- 国などに寄付した財産
- 心身障害者共済給付金の需給権
- 生命保険金
- 死亡退職金
- 弔慰金

## 相続財産を処理する法的手続き

- 不動産(土地・建物) 農地・山林 自動車 電話加入権 預金・貯金
- 貸金債権 売掛金債権 裁判上の損害賠償請求権 特許権・実用新案権
- 生命保険金 退職金 動産

**相続財産**

種類	手続	手続先	必要な書類	費用
預貯金	名義変更	預貯金先 金融機関	依頼書・預金通帳・相続人の戸籍謄本・被相続人の除籍謄本・相続人全員の印鑑証明書	
不動産 (家・土地)	相続による 所有権移転登記	法務局 支局出張所	土地・建物 所有権移転登記申請書 相続人の戸籍謄本 被相続人の除籍謄本 相続人の住民票 固定資産税台帳謄本 遺言書・遺産分割協議書	不動産 評価額 の 1000分 の4
生命保険金	生命保険金 交付申請	生命保険会社	生命保険金請求書 生命保険証 相続人の戸籍謄本 被相続人の除籍謄本 死亡診断書・印鑑証明書	
退職金	死亡退職金 支払請求	被相続人 勤務先会社	相続人の戸籍謄本 被相続人の除籍謄本	
有価証券	名義変更	証券会社 発行会社	依頼書・株券 相続人の戸籍謄本 被相続人の除籍謄本 相続人全員の印鑑証明書	
動産 (家具・書画骨 董・貴金属など)	占有の確保			
自動車	移転登録	陸運事務所	移転登録申請書 自動車検査証 自動差遣査証記入証明書 相続人の戸籍謄本 被相続人の除籍謄本 自動車損害賠償責任 保険証(提示のみ)	1車両 につき 500円
電話加入権	加入承継の 手続き	NTT	電話加入権承継申込書 相続人の戸籍謄本	

			被相続人の除籍謄本	
貸金債権	相続通知等	債務者	金銭消費貸借の債権者名の変更または債務確認証をとる	
売掛金債権	相続通知等	債務者	訴訟受継の申立書 相続人戸籍謄本	
裁判上の 損害賠償請求権	訴訟受理の 申し立て	裁判所	訴訟受継の申立書 相続人戸籍謄本	
特許権 実用新案権 意匠権 商標権	相続による 移転登録申請	特許庁 登録課	移転登録申請書 相続人の戸籍謄本 被相続人の除籍謄本	1 件につき 3000 円

- \* 遺言書、遺産分割協議書がある場合は添付。
- \* 相続人の印鑑証明書も必要。

### 遺贈

遺贈とは、遺言による財産の無償贈与をいう。財産の無償贈与として、民法には他に贈与があり、なかでも人の死亡を原因とする死因贈与(554条)と遺贈とは類似している。

しかし、死因贈与は契約(相互契約)であり、申込・承諾の意思表示の合致が必要であるのに対して、遺贈は、遺言という単独行為によってなされる点において、法律上は本質的な違いがある。

### 遺留分

一定の相続人に留保された相続財産の一定の割合であり、被相続人の生前処分または死因処分によって奪うことができないものをいう。

#### 遺留分権利者

遺留分を有する者(遺留分権利者)は、兄弟姉妹以外の相続人である(1028条)。すなわち、配偶者・子・直系尊属である。ただ、直系尊属については、相続の順序に従うので、子(またはその代襲者)がいない場合のみ、遺留分権利者となる。

権利者であっても相続欠格・廃除・相続放棄によって相続権を失ったときは、遺留分を失う。但し、相続欠格・排除の場合には、代襲相続が開始し、これらの者の直系卑属が権利者となる。

相続人以外の包括受遺者は遺留分を有しない。

### 遺留分の割合

直系尊属のみが相続人である時は、非相続人の財産の 3 分の 1 である。  
その他の場合には、被相続人の財産の 2 分の 1 である。

#### 具体例

兄弟姉妹のみが相続人	遺留分	0
直系尊属のみが相続人	総体的遺留分	3 分の 1
それ以外の場合	総体的遺留分	2 分の 1

#### 【個別遺留分】

##### a. 配偶者と子 2 人が相続の場合

$$\begin{array}{l} \text{配偶者} \quad 1/2 \text{ (総体的遺留分)} \times 2/4 \text{ (法定相続分)} = 2/8 \\ \text{子 1 人} \quad 1/2 \quad \quad \quad \times 1/4 \quad \quad \quad = 1/8 \end{array}$$

##### b. 子 3 人が相続の場合

$$\text{子 1 人} \quad 1/2 \quad \quad \quad \times 1/3 \quad \quad \quad = 1/6$$

##### c. 配偶者だけが相続人の場合

$$\text{配偶者} \quad 1/2 \quad \quad \quad \times 1 \quad \quad \quad = 1/2$$

##### d. 配偶者と兄弟姉妹 1 人が相続人の場合

$$\begin{array}{l} \text{配偶者} \quad \quad 1/2 \quad \quad \quad \times 3/4 \quad \quad \quad = 3/8 \\ \text{兄弟姉妹 1 人} \quad = 0 \end{array}$$

##### e. 配偶者と直系尊属 1 人が相続の場合

$$\begin{array}{l} \text{配偶者} \quad \quad 1/2 \quad \quad \quad \times 2/3 \quad \quad \quad = 2/6 \\ \text{直系尊属 1 人} \quad 1/2 \quad \quad \quad \times 1/3 \quad \quad \quad = 1/6 \end{array}$$

##### f. 直系尊属 2 人のみ相続の場合

$$\text{直系尊属人 1 人} \quad 1/3 \quad \quad \quad \times 1/2 \quad \quad \quad = 1/6$$

### 生命保険金請求権

相続財産にふくまれるのかどうかはケースによって異なる

#### 特定の者が保険金受取人として指定されている場合

相続財産とはならず、遺産分割協議等の対象にもならない

#### 受取人が単に「相続人」と指定されている場合

契約のため相続財産には含まれない。(相続税が課税される)

#### その他の場合

受取人が被相続人自身の場合は相続取得とされ相続税が課税。

## よく解る相続の取り組み方法

### 国家資格者と相談し活用すると問題が円滑に解決できます

\* 支援してくれる専門家(国家資格者)の担当機関と業務内容

#### 【行政書士】

- ・ 県庁、市役所など行政機関に対して
- ・ 公正証書や契約書の作成、遺産分割協議書の作成、行政への届出代行

#### 【司法書士】

- ・ 法務局に対して
- ・ 不動産の登記、法務局への登記代行

#### 【税理士】

- ・ 税務署に対して
- ・ 税務全般、税務署への申告代行

#### 【弁護士】

- ・ 裁判所に対して
- ・ 紛争(トラブル)の調停と解決、裁判所への申し立て代行、訴訟

### 相続の方法

\* 借金等の負の財産も対象になります。相続財産を調査し把握しましょう。

#### 【単純相続】

- ・ 相続人が被相続人の財産をそのまま相続すること。
- ・ 被相続人の財産をすべて承継し、責任を負うことになります。

#### 【限定承認】

- ・ マイナスの財産をプラスの財産で、相殺した残余財産を相続すること。
- ・ 3ヶ月以内に相続人全員で家庭裁判所に限定承認の申立てをしなくてはなりません。

#### 【相続放棄】

- ・ すべての相続財産を放棄すること。
- ・ 3ヶ月以内に家庭裁判所に相続放棄の申立てをしなくてはなりません。

### 遺産分割協議書の作成

\* 相続財産と相続方法が決定したら相続人全員の合意で『誰が・何を・相続する』を明記し、全員の署名と捺印(実印)にて作成します。

- ・ 銀行預金や有価証券などの財産の名義変更ができる
- ・ 不動産(土地・建物)や動産(自動車など)の名義変更ができる
- ・ 相続税の申告の際に、証明書類として提出することができる。

## **相続の手順**

\* 相続は決められた期間内に進めなくてはなりません。行政書士は民事法務の専門家ですので皆様を支援いたします。

### **【相続の開始】**

- ・ 被相続人の死亡によって相続が開始となります。
- ・ 死亡届を死亡診断書とともに行政に提出する（7日以内）。

### **【相続人の確認】**

- ・ 被相続人、相続人の戸籍謄本を取り寄せて確認する。

### **【相続財産(負債)の調査・確認】**

- ・ 相続財産を確認。さらに財産評価も行います。
- ・ 相続の方法(単純相続・限定承認・相続放棄)を決めます。

### **【相続放棄・限定承認の申立て】**

- ・ 被相続人の住所の家庭裁判所に申立てします。

### **【遺産分割協議書の作成】**

- ・ 相続人全員で遺産分割協議を行います。
- ・ 財産配分が決定したら遺産分割協議書を作成します。

### **【名義変更手続】**

- ・ 遺産分割協議書を元に名義変更手続を開始します。
- ・ 銀行預金や有価証券(株式など)。不動産(土地・建物)や動産(自動車など)。

## 《相続の開始から終了まで一覽》

死 亡  
(相続開始 - 民法 882 条)



全部の資産・負債は法律上当然に  
相続人の共有になる (共同相続)

相続人  
(民法 886 条以下)

妻は常に相続人  
第一順位は子・孫など  
第二順位は親など  
第三順位は兄弟姉妹など  
受遺者

相続人のいないときは  
特別縁故者 (民法 958 条の 3 )  
誰もいないときは  
国庫に帰属 (民法 959 条)

相続に  
関して

相続したいとき…… 『単純承認』 (民法 920 条以下)  
『限定承認』 (民法 922 条以下)  
相続したくないとき… 『相続放棄』 (民法 938 条以下)  
相続させたくないとき 『相続排除』 (民法 892 条以下)  
相続できないとき… 『相続欠格』 (民法 891 条以下)

### 単純承認と限定承認に関して

#### 相続分

法定相続分 (民法 900 条以下)

- ・ 遺産分割により各相続人の個人所有となる (相続終了 - 民法 906 条)

指定相続分 (民法 902 条)

- ・ 遺言 (民法 960 条以下)
- ・ 遺留分の制限あり (民法 1028 条)